

適正化事業指導員による 関係法令勉強会のご案内

適正化事業指導員による関係法令勉強会を下記のとおり開催しますのでご案内いたします。

適正化事業の巡回指導につきましては、皆様の営業所ごとに概ね2年に1回を目途に訪問し、トラック運送事業に係る法令の遵守等について指導を行っているところですが、この勉強会は巡回指導を補足するものとして、皆様の事業に係る法令の基礎等について、比較的経験の浅い運行管理者、整備管理者、又は、配車・実務担当の方々を対象に開催しているものです。

今年度は、改善基準告示について、一例を提示しながら皆様とともに勉強していきたいと思っております。運送事業を取り巻く環境は、ドライバー不足等厳しい状況ですが、関係法令を遵守し、事業の発展を目指すため、この勉強会を役立てていただくことを目的としております。

尚、勉強内容については毎回大きく変わることはありませんので、社内のご都合を考慮されて参加を希望される方をお待ちしております。

記

関係法令勉強会

対 象 比較的経験の浅い 運行管理者、整備管理者、配車実務担当者

日 時 平成29年8月23日（水） 13：30～16：30

場 所 北海道トラック総合研修センター 4F大会議室

（札幌市中央区南9条西1丁目1-10）

〔当研修センターには駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。〕
〔なお、車でお越しの方は近隣の有料駐車場をご利用願います。〕

定 員 200名

申込方法 別添申込書に必要事項を記載の上、下記FAXまで

締 切 り 平成29年8月16日（水）

主 催 北海道適正化事業実施本部 札幌事務所

TEL 011-206-7900 FAX 011-520-6520（申込先）

◇ 今回の勉強会の内容 ◇

(1) 最近のトピックス

- ① 運行記録計装着の拡大、免許区分改正、指導及び監督指針の改正、
- ② 荷主都合による荷待ち時間等の記録義務付け（輸送安全規則の一部改正）

(2) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

- ① 拘束時間と休息期間の考え方について
 - ・ 拘束時間とは
 - ・ 休息期間とは
 - ・ 拘束時間の限度と休息期間の確保
- ② 運転時間の限度について
 - ・ 一日の運転時間の限度
 - ・ 一週間の運転時間の限度
 - ・ 連続運転時間の限度
- ③ 時間外労働と休日労働について
 - ・ 時間外労働及び休日労働の限度
- ④ 労働基準局長の定めによる特例について

(3) 道内便における運行例の検討

- ① 道内便運行の一例(提示)
- ② 提示運行の検討

(4) 質疑等

関係法令勉強会 参加申込書

平成29年8月23日（水） 13：30～ 北海道トラック総合研修センター

申込先 FAX 011-520-6520

会社名			
住所			
お名前		役職等	運管・整管・運整管補助・配車担当 総合管理職・その他()
お名前		役職等	運管・整管・運整管補助・配車担当 総合管理職・その他()

※ 複数名でお申込みの場合は人数の調整をお願いすることがありますが、ご了承願います。